

### 第三者評価結果

事業所名：小学館アカデミー さぎぬま保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は、法人が児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針を基に、ひな型を作成しています。その後、園で加筆訂正を加えて、園独自のものを作成します。当園の保育時間は7時～20時ですが、8時～18時までが一番多い利用時間帯です。また、現在は利用者の自由度が高く、80%近くがその時間帯で利用しています。全体的な計画は、このような子どもと家庭の状況や保育時間なども考慮して作成されています。令和4年度は異動等があり、新しく配属された主任は作成にかかわっていないため、法人担当者の指導を受けながら、全体的な計画を基に保育を継続しています。今後は保育にかかわる職員が参画して作成し、園の問題点について話し合っていくことが課題でしょう。園長と主任は保育の将来の動きの見通しも含めて職員に説明し、職員全員で保育の振り返りを行い、有効な意見をまとめておき、協同意識を育てていくことが大切であると考えています。今後の取り組みに期待します。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室内の清掃担当は、職員全員が担当しています。園前の道路に、秋は落ち葉が多く積もるため、室外の担当は担当クラスを持たない職員が主に清掃しています。子どもたちが過ごしやすい環境にするために、危険がないことや転倒しないことなど、子どもの動線を確認したうえで、遊具や家具を設置しています。日常の動線では、子どもたちにけががないように、1か所に固まらないように配慮するほか、クッションをつけたり、手洗い場にマットを敷かないようにしたりして、子どもの転倒を防止しています。また、机と椅子の場所を決めて、子どもが自由に玩具を出すことができるようにしています。現在はコロナ禍のため、食事をする際はテーブルに衝立を置いて、黙食するように指導しています。食事をした後は職員が保育室を掃除したうえで、仕切りのパーティションを消毒し、午後はコット（簡易ベッド）を使用して子どもの就寝間隔を保っています。床、机、椅子は次亜塩素酸ナトリウム水で消毒しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 各年齢の指導計画を基に、子ども一人ひとりの成長過程や発達状況を考慮しながら、主体性を大切にして、子どもの気持ちに寄り添うような月案や週案を作成しています。子どもの心身の状況は、成長記録などの書類を含め、日々の保育日誌や申し送りによって把握しています。子どもの主体性を大切にするために、子どもの意見を直接聞くようにしています。子どもと向かい合う時は、目を見て話す、活動についていけなくて困っている場合はのんびり過ごしたり、じっくり話したり、落ち着ける場所を作ったりします。保育をする際は、声の音量は状況に応じて配慮し、ゆっくりと落ち着いた雰囲気、子どもたちがわかりやすい言葉で、ていねいに話をするようにしています。また、子どもの名前は呼び捨てにはせず、子どもが言葉に詰まった場合は、言い換えをして気持ちを代弁しています。主任は、危険回避以外には職員が行動を先取りしないように言葉かけに気を付け、職員が不適切な言葉を使用した場合には指導するようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員は、月齢や年齢が異なる子ども一人ひとりの主体性を重視し、その子どもに合ったやり方で、気持ちを尊重して寄り添うように努めています。送迎時の会話で保護者と情報共有しながら、子どもの状況に応じ、育ちに合わせて基本的な生活習慣を身につけられるようにしています。保育業務支援システムを使った連絡帳で、保護者にスマートフォンまたはパソコンでの書き込みをしてもらっています。職員も連絡帳を通じて、子どもの様子や配慮事項などを伝えています。連絡帳では、子どもの園での現状を伝えながら保育を進めていきますが、あくまでも子どもの気持ちが主体であると考えています。子どもの「やって」「できない」などの要求を受け止め、励まししながら援助し、自分でできたという成功体験の回数を増やしていくことによって、習得していけるようにしています。子どもの言いたいことをよく聞いて理解し、対処することで、活動と休息のバランスを考慮しながら、保育に取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが伸び伸びと遊びに参加できるように、成長過程に合わせて、走るのが楽しい年齢の子どもは公園に行き走ったり、室内でハイハイする子どもはシートを持って行ったりと、個人差が大きい時期なので、環境を整え、自由に活動できるように工夫しています。職員は子ども同士のコミュニケーションを見守りながら、友だちと協同して活動できるように援助しています。法人独自の保育プログラムを通して、コミュニケーション遊び、本育遊び、リズムック、運動遊び等を行い、さまざまな遊びが体験できるように保育を工夫しています。朝の会、帰りの会ではコミュニケーション遊びを行い、話し合っただけの楽しさを発見する機会としているほか、本の読み聞かせを大切にしています。保育をする際には、時間を意識し、見通しを持って行動することを教えています。近隣の地域の方が管理している畑で、じゃが芋掘りやさつま芋掘りの収穫体験をするなど、子どもたちはさまざまな交流を通して、社会経験をj得ています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>非該当</p>
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児保育は実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 1、2歳児には個別指導計画を作成し、子どもたち一人ひとりの育ちを大切にしながら保育を行っています。職員と挨拶して手をタッチする挨拶遊び、簡単なやり取りや物の受け渡しを通して言葉を使うことを覚えていくごっこ遊び等から、子どもが自分でしようとする気持ちを支援します。自由遊びの際には、子どもが自発的に活動できるように、遊びたい玩具を選べるようにしています。棚に入れてあるおもちゃ箱から、子どもたちが自分の好きなものを選ぶように、配慮しながら職員がかかわっています。また、コーナー遊びなどの場所を設置し、友達とかかわり、遊びに参加していくことができるようにしています。職員は日々の生活の中で、子どもが身近な環境に親しみ、必要な生活習慣を身に付けていけるようにしています。「あったかい心を持つ子どもに育てる」という保育理念を保育の柱とし、子どもの気持ちを聞いて対話し、子どもの気持ちに寄り添うような対応を心がけています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児の子どもたちは、集団生活を送りながら一人ひとりの子どもの発達に応じて、「もっとやりたい」といった興味や関心が持てるような活動ができるように援助しています。4歳児は友だちとのかかわりを楽しみながら言語表現を学び、けんかにならないように気持ちをくみ取り、友だちとかかわれることを楽しめるような活動内容を計画して保育を行います。5歳児では、子どもの主体性を尊重し、話し合い、自分や相手はどうしたいのか意見交換をしながら交流できるように支援します。職員は、子どもたちが協力して制作や行事を行う中で、何かを作り上げる達成感を味わえる保育をすることを心がけています。また、法人独自の入学準備プログラムを活用し、円滑な小学校教育への導入をします。5歳児は就学先の小学校とも連携してきましたが、コロナ禍のため、現在は電話での連絡のみを行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 入園時に障がいのある子どもが、どのような環境で過ごすか、どのような保育を行うかを保護者に説明し、入園後も送迎の際に保護者に日々の子どもの様子を伝えるようにしています。障がいを持つ子どもには個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と連動しながら、クラス全体の実施記録を作っています。障がいのある子どもの個別指導計画では、期ごとに養護・教育・配慮及び援助の仕方について記入しています。川崎西部地域療育センターと連携し、情報共有しながら、子どもの年齢や活動内容に応じて、保育を行っています。活動内容によっては、担当クラスを持たない職員が介助に参加できるように配慮しています。障がいのある子どもに適切な保育が行えるように、担当職員は研修を受講し、研修報告書を作成するとともに研修内容をクラスで発表し、情報共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 現在は保護者の申請により、延長保育を申し込んでいる子どもは10人以上いますが、通常の利用者は10名以下となっています。延長保育を申し込んでいるほとんどの保護者が2時間以内の申請を行っています。保護者の都合による急な連絡があった場合は、長時間の預かりに応じています。時間帯によっては、異年齢の子どもたちがいっしょに過ごすようになりますが、本を読んだり、数人のグループになって遊んだりして、家庭的な空間で過ごせるような環境づくりをしています。それぞれの年齢に合わせ、疲れて眠くなった子どもは、職員が介助しながら無理をさせないように休ませています。職員は、毎日の昼打ち合わせで子どもたちの様子を引き継ぎし、視診表に記入して、退園の際にその日の子どもの様子や体調について保護者に伝えます。延長補食は希望があればいつでも提供できるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年度末にクラスの担当職員が、園長の承認を得た後、保育所指導要録を作成し送付しています。送付前に進学予定の小学校から電話連絡が来るので、情報共有をし、クラスの担当職員は就学に向けての準備を進めています。入学後、問い合わせ等があった場合は電話で情報を伝えています。幼保小の連携は、5歳児の担任が行っています。コロナ禍のため、小学校訪問ができない状況でしたが、今年度は近隣の小学校から校内の様子や小学生の活動を撮影したDVDを送ってもらい、お礼状を送りました。法人独自のカリキュラム「入学準備プログラム」を活用し、「国語、算数、生活の準備」等で、子どもが就学に向けた準備をしながら、以後の生活に見通しが持てるようにしています。配慮が必要な子どもの場合は、担任が窓口となって川崎西部地域療育センターと保護者の話を聞き、進学希望先と連携し、進学に必要な生活習慣を身に付けていけるようにしています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人では感染症予防・蔓延防止マニュアル・事故防止・対応マニュアルのほか、保育園における感染症予防年間保健計画を作成しています。マニュアルにしたがい、看護師が保健指導を行っています。健康状態は、歯科健診・全身の身体測定・園医の健康診断で管理していますが、子どもに体調の変化があると感じたときには、保育業務支援システムに格納されている連絡帳で保護者に問い合わせを行い、保護者からも書き込みをしてもらいます。子どもが発熱等で休む場合は、電話で連絡を取って状況を確認します。毎日の子どもたちの状態は視診表で確認し、感染症の蔓延状態についても昼打ち合わせで情報を共有します。乳幼児突然死症候群の対処法、感染症の発生状態のほか、感染症情報サイト、宮前区の児童家庭課からくる傾向や対策に関する通知などをと、職員会議で看護師を中心に話し合います。登園許可書が必要な感染症は、出入り口に設置しているホワイトボードで告知し、子どもたちが健康に生活できるように努めています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの身体状態については、1、2歳児は1年に1度、3歳児以上は1年に2度健診を行い確認しています。結果は健康調査票に記載し、最後に記入例と原本がとじられています。3歳児以上は、4年間分の記録を1枚にまとめています。医師より歯科受診を進められている子どもの歯科健康審査結果のお知らせもいっしょに保管されています。健診後、体調の変化等が心配な場合は、早めに保護者に連絡します。健診結果の用紙は、1、2歳児の場合は保護者に書類を渡すときに使うウォールポケット、3歳児以上の子どもには出席シール帳に挟んで渡します。医師と連携する場合は、最初にファックスをして連絡を取ってから電話で相談します。子どもの情報は昼打ち合わせ、園内研修、職員会議で情報共有し、保健日誌に病欠者、視診状況、応急措置、特記事項を記載しています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び医師の診断書をもとに、アレルギー疾患を持つ子どもに対応しています。入園する際の説明会で、保護者にアレルギー対応について理解を図るために説明を行い、面談するときには必ず栄養士と看護師が同席し、子どもの情報を確認しています。子どもに関するデータは栄養士が管理し、看護師も情報共有しています。子どもたちに提供する給食は、基本の形を除去食とし、異物などの混入を防ぐため、製造ラインもチェックします。健康調査票と医師の診断書を確認し、アトピー性皮膚炎やぜんそくなどの慢性疾患のある子どもに対しても、常駐の看護師が配慮しています。川崎市のアレルギー研修、アナフィラキシーに対する補助治療剤の研修を看護師が受講し、職員会議や保育日誌を通して情報を共有し、必要な知識が職員全員に身に付くようにしています。栄養士も東京・神奈川の研修に参加し、職員に最新情報を伝えています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間食育計画では、行事に合わせて提供する食事に関して、ねらいと食育の欄を設け、3歳児以下と3歳児以上の子どもに分けて設定しています。食育活動では、子どもたちが食事を楽しみながら、食材に触れることができるように心がけています。毎月世界各国の食事を紹介しながら提供し、3歳児以上の子どもが活動するクラスの壁面には、提供する食事の国旗を貼って、興味を持てるようにしています。試食会はコロナ禍の影響で中止となっていますが、提供している食事のレシピは、希望者に配付しています。食事に対する相談は、送迎の際に栄養士が保護者に会えた場合は応じて受けますが、担任が伝える場合もあります。今後は保育業務支援システムに組み込まれている連絡帳を活用して対応することを検討しています。子どもたちは喫食時には、向かい合って、衝立をして食事をしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>献立は、栄養士が園独自のメニューを作成しており、季節を感じることもできる食材が取れるように工夫しています。旬の食材や季節感のある食材を使うことを心がけており、春は近くの農家が届けてくれるたけのこ、夏は子どもたちが栽培したおくら、ゴーヤ、秋はきのこ、さつま芋堀りをしたさつま芋を使って料理をします。11月に「和食の日」があるので、かつお、こんぶだしでだしの飲み比べをしています。栄養士は毎食後の子どもの残食を目視で確認し、次回の食事の提供時には主に切り方を工夫することで、子どもの育ちに合わせた喫食しやすい食事を提供できるようにしています。コロナ禍のため、栄養士は子どもたちが食事をする様子を頻繁に見に行くことはできない状況ですが、行事食、食育活動をしている日には行くようにしています。衛生管理については、法人で作成した給食衛生管理マニュアルを基に行っています。今後は残食を計量し、献立を立てる際の分析材料とするとさらに良いでしょう。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は保育業務支援システムに設定されている連絡帳で、保護者との連絡を取り合っています。毎日の保育活動はお知らせメールで保護者に報告しています。保護者から要望があった場合や園で必要と思ったときは、個人面談を行い、レポート用紙に記録するとともに、得た情報は児童表が入っているファイルに保管しています。懇談会は1月、5月の年2回行います。運営委員会では、法人と主任から運営、近況報告を行い、行事予定を伝えた後、出された意見や要望には園長が答え、結果を職員間で共有しています。連絡帳や面談で収集した情報は、職員会議を行って共有し、議事録に記載しています。保育参加はコロナ禍のため中止していましたが、今年度より乳児クラスのみ再開しています。今年度は6月に保護者を2組に制限し、2週間の期間を設けて行いました。今後は3歳児以上のクラスでも感染防止に努めながら、保育参加を再開する計画を立てています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、子どもの送迎時には可能な限り言葉がけをして、子どもや保護者の心身の状況を把握し、視診表に必要な申し送り事項を記載します。視診表は職員全員で確認し、情報共有しています。今年度から保育業務支援システムを導入しているため、アプリに入力することで連絡を取り合っています。育児や家庭の悩みなどの相談がある場合は、個人面談を行ったり、保護者の要望や質問に応じて相談に乗ったりしています。担当職員がすぐに回答できない相談内容のときは、主任や園長に相談し、当日もしくは職員会議で伝えた後、対応しています。面談は、保護者からの相談内容に応じて記録を取ります。年3回行われる運営委員会で、懸案事項が報告される場合もあります。園だより、お知らせメールでは、園の情報を発信して保護者に周知してもらうとともに、保護者参加の行事の際に保護者と交流しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人が配付している安全衛生・危機管理マニュアルの中で、虐待の早期発見・早期対応について記載しています。登園時には子どもの全身状態を視診し、気付いた点や気になる点など、早期発見につながる点は保護者に確認を取るようになっています。職員同士で気が付いたことは、看護師、園長に伝え、判断を仰いだうえで状況に応じて関係機関へ連絡して連携を図ります。宮前区が主催して行っている研修などに職員が積極的に参加し、内容を職員会議で情報共有しています。また、安全委員会では、職員の危機管理について定期的に研修を行っています。虐待が疑われるようなケースは、保護者や中部児童相談所等と行った話し合いや対処を記録し、職員間で内容を確認するとともに、情報共有します。そのほか必要に応じて、宮前区の地域支援課や保健師等の関係機関とも連携し、対応しています。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人が作成した入職1年目、2年目、3年目、4年目以上、園長用の自己評価表があり、1年に2度、自己評価を行っています。園長は年度末に川崎市の評価項目に基づいて園の自己評価を行い、園全体の保育の質の振り返りを行っています。法人の自己評価は点数制になっており、評価内容を専門性、社会人性、人間性に分け、それぞれ5項目ほどの設問を設けています。職員は自己評価を行うことによって、自らの専門性や人間性の育ちを振り返り、次の課題や目標を設定する際の参考にしていきます。園長も法人書式の自己評価を行っています。職員は子どもと過ごす時間の中で、子どもの育ちを捉え、行った援助が必要であったかどうかなど、保育の全体像を見直す機会にしています。しかし、現在行われている職員の自己評価は、園の自己評価に十分つながっていない状況にあります。今後は法人が作成した評価表を現在使用している園の自己評価につなげ、組織的に保育の質の向上に取り組んでいけることを期待します。</p>	